

令和6年度 第2回 総社市入札等監視委員会審議概要

開催日及び開催場所

令和6年10月1日（火）午後2時～午後3時15分
総社市役所西庁舎301（東）会議室

委員 委員長 黒田 直樹
委員 山田 孝延
委員 山本 愛子 3名全員の出席であり委員会は成立

次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

・審議対象期間の契約状況について

（事務局）今回の対象期間内で、各課が契約している委託料・修繕は291件でした。昨年と同じ期間の件数は317件でしたので、件数で26件、率で1割程度減少しています。とくに地域応援課が所管する随意契約の案件が減少しており、減少理由としては災害応急的なものが今年は少なかったことによるものです。

裏面の建設工事・建設工事に係るコンサルについては50件でした。こちら前年の同時期が52件でしたのでほぼ同じ件数でした。

(2) 審議事項

・審議対象案件の審議

（事務局）今回は山田委員に6件を選定いただきました。選定理由ですが、1番目、図書館1階開架室照明器具取替修繕と4番目の教育総務課、教育施設等産業廃棄物収集運搬処分業務は落札率が低いことから、また、2番目の観光プロジェクト課の国民宿舎サンロード吉備路 冷温水2次ポンプ動力機器等取替修繕（一般系統）については同じ施設内の同種のポンプ取替修繕と分けて同じ日に発注していることから、3番目の下水道課の新本新庄山田浄化センター 微細目スクリーン取替修繕については随意契約で、1者からのみの見積り徴収としていることから審議の対象となりました。

また工事・コンサルの案件からは、除草業務について落札率が低いことから、元町井手本線改良工事については一般競争入札案件であることからその内容を確認するものです。

抽出案件（審議順）

契約方法	担当課	工事又は業務名
指名競争入札	生涯学習課（図書館）	図書館1階開架室照明器具取替修繕
随意契約	観光プロジェクト課	国民宿舎サンロード吉備路 冷温水2次ポンプ動力機器等取替修繕（一般系統）
随意契約	下水道課	新本新庄山田浄化センター 微細目スクリーン取替修繕
指名競争入札	教育総務課	教育施設等産業廃棄物収集運搬処分業務
指名競争入札	地域応援課	西坂台支線3001号道外1路線路肩除草業務
一般競争入札	土木課	元町井手本線改良工事

委員からの意見・質問, それに対する回答

委員からの意見・質問	担当課の説明・回答
<p>○図書館 1 階開架室照明器具取替修繕</p> <p>・落札価格が予定価格の 25%程度となっており, かなり低いけど予定価格の設定はどのようにしたのか。</p> <p>・前年度に参考見積りを取った業者と実際に施工した業者は同じか。</p> <p>・見積りから時間の経過があるにしても同じ業者とは思えないような金額で入札がされていて, かなり乖離している。入札結果をみるとどこの業者も低い金額での入札となっているので, 参考見積り自体が意味をなさないものになっているように見受けられる。はたして参考見積書でもって予定価格とするのがいいのかとも思ってしまう。参考見積りを取る業者を複数にするなど, 工夫が必要だと思います。</p> <p>・参考見積りの際と, 入札の際の仕様書とは同じものか。</p> <p>・参考品番と違うものというのはどのタイミングでわかったのか。</p> <p>・同等以上の判断は誰がどのようにするのか。</p> <p>・今回の契約では, 内訳書を取っていないのか。</p>	<p>(生涯学習課 (図書館))</p> <p>図書館 1 階開架室の照明器具を LED 化するため取替を順次行っているもの。</p> <p>・予算取りのため前年の 10 月に徴収した参考見積りをもとに予定価格の設定をしました。 今回の落札業者は, 以前に施工した業者と同じ業者だったため低い額での入札となったのではないかと推測しています。</p> <p>・同じです。</p> <p>・別のものです。参考見積りの際に記載のあった器具の品番を, 入札の際には参考品番としました。仕様書には「器具等は参考品番と同等以上とする」と記載しました。 実際の施工では, 参考品番とは別のメーカーのものが使用されています。</p> <p>・入札書には金額のみの記載なので, この時点では設置される器具が仕様書に記載した参考品番と同じかどうかはわかりませんでした。施工後の報告書で取り付けられたものが同等品だったことを知りました。</p> <p>・実際に付いているものが同じ明るさ, 能力があるものであれば問題ないとしています。判断の基準としては, カタログとかで比較して同じ能力があるかどうかになります。</p> <p>・内訳書は取っていません。</p>

・総社市のルール上、内訳書は取らなくてもいいのか。

・製品が同等以上であるというのは、書類できちんと取っておくべきです。そのあたりを工夫してください。

○国民宿舎サンロード吉備路 冷温水2次ポンプ動力機器等取替修繕（一般系統）

・今回落札した業者はこれまでも同じような修繕をしている業者か。

・今回の修繕に関してはここ以外がやるのは難しいのか。

・130万未満だと随契になるのか。

・予定価格が130万円に近い値となっているが、130万という随意契約の基準値を業者は知っているのですか。

・もし知っているのであれば、競争相手がいないので110万円のできるものが、130万円になったりはしませんか。そういうことができちゃう可能性があるのですが、時間的な制約もあるかもしれませんが、できる限り、金額が妥当なのかどうかを確かめるようにしてください。今回の金額を見ると130万円というところを狙っているようにも見受けられます。

・多大な負荷がかかっているため、取り替え修繕を行ったものとのことですが、これは緊急事態だったんですか。

・（事務局）取らなくてもいいです。

（観光プロジェクト課）

国民宿舎サンロード吉備路の空調設備でポンプのインバータが故障し、最大出力でしか運転できない状態となりモーターに多大な負荷がかかっているため、当該機器等の取替修繕を行ったもの。

・定期的に検査、保守をしている業者です。以前、他の業者も候補として挙げたことがあるが、24時間365日応じてくださるということで指定管理者の方からこの業者以外では頼めないということでした。

・はい。日常的に保守している業者1者で随意契約してます。

・そうなります。

・長い期間サンロードの保守に携わっている業者なので知っているかもしれません。

・緊急事態というわけではないが、出力を最大で運転せざるを得ない状態が続くと、モーターの消耗が激しくなってしまうので、できる限り早期に着手しないとイケない状態ではありました。

・緊急の場合、5号随契とすることも可能だったのですか。

○新本新庄山田浄化センター 微細目スクリーン取替修繕

・130万円未満のため随意契約としたとのことだが、見積りは1者からしか取っていないのか。

・ルール上は1者だけからの見積りでも大丈夫かもしれないが、複数者から徴収することはしないのか。

・緊急性を有する・有しないというのは、人によって感覚が結構違うと思います。自分で物を買うときにはどうしますか。この件に限らず、1者しか取れない状況なのかどうかをよくよく考えて、最善の方法を取っていただきたい。

○教育施設等産業廃棄物収集運搬処分業務

・予定価格に対して落札価格が低い、予定価格はどうやって算定したのか。

・そちらも考えましたが、金額が130万円を超えないことから1号随契としました。

今回同じ日付で別系統の修繕を依頼していますが、納期のずれが予想されたため、納品されたものから直ちに修繕にあたるべきと考え、見積り徴収も別にして契約を分けています。

(下水道課)

浄化センターに汚水とともに様々な浮遊性の固形物が流入することから、これら除去する設備としてスクリーンを設置している。

今回、新本新庄・山田浄化センターの微細目スクリーンが能力低下・動作不良を起こしたため、取替修繕を実施したもの。

・はいその通りです。

・故障する機器によって判断しています。緊急性を有しないと判断になれば、複数者から見積りを取って契約を締結するようにしています。

(教育総務課)

学校園から排出される不要品の内、薬品類及び廃電池を除く産業廃棄物を適正に処分する業務。

岡山県、岡山市、倉敷市いずれかの行政団体で産業廃棄物の収集運搬及び処分に係る許可を受けている者の内、優良産廃処理業者認定制度に基づく、優良な産業廃棄物処理業者である認定を受けている者を選定。

・この業務が今年度初めての業務委託になるので、昨年度中に参考見積りを徴収しました。その金額を参考に予定価格を設定しました。

<p>・参考見積りを徴収した業者は入札に入っているのか。</p> <p>・その業者は参考見積りの際と比較して、どのくらいで入札しているのか。</p> <p>・それはなぜですか。</p> <p>・参考見積りを取った額から、予定価格はどのような計算式で決めてるのですか。</p> <p>・契約の際に業者から内訳書を取ってますか。</p> <p>・参考見積りの際はどうか。</p> <p>・内訳書を取っておけば、予定価格と落札額との開きが大きい場合に内容の分析ができるので、今後の参考のためにも取っておくのがいいと思います。</p> <p>・今回、初めての業務ということだが、複数者からの参考見積り徴収はしていないのか。</p> <p>・業務の内容からして安すぎるのもどうかと思うので、産業廃棄物が適切に処分されているかどうか、そのあたりも注意してください。</p> <p>○西坂台支線3001号道外1路線路肩除草業務</p> <p>・落札率が52.6%とかなり低いのがなぜか。</p>	<p>・入っています。</p> <p>・参考見積りと比較すると入札額は70%ぐらいでした。</p> <p>・その業者がなぜ70%だったのかはわかりません。落札した業者は別の業者で、その業者は収集運搬にかかるコストをかなり抑えてるなどという印象を受けました。 夏休みの期間中に市内の29施設を回って指定した産業廃棄物の回収を依頼しましたが、3日間で終わらせています。</p> <p>・今回が初めての業務であったため受けてくれるかという不安もあり、参考見積り金額をそのまま予定価格としています。</p> <p>・取っていません。</p> <p>・参考見積りの際には、内訳書を出してもらってます。</p> <p>・今回は1者からのみ徴収しました。複数者から参考見積りを取ることを考えたい。</p> <p>(契約検査課・地域応援課) 本箇所は、路肩等に雑草が繁茂し、車両等の通行に支障をきたしているため除草するもの。</p> <p>・本市では除草業務での最低制限価格は設定していません。1番低い価格を入札した業者が落札業者となるので、落札率が低くなる傾向にあります。</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格の設定は個別の案件毎に、設定する・しないを決めることができるのか。 ・そのあたりはルールがあるということか。 ・業者以外に発注することがあるのか。 ・除草業務で業者がするものと、シルバー人材センターがするものとの区別はあるのか。 ・今回の入札では現場から近い業者が落札しているが、たまたまそうだったということか。 <p>○元町井手本線改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札結果表では参加した13者のうち11者が失格となっている。最低制限価格は、くじで決まるのか。 ・11者も失格しているが、珍しいことなのか。 ・基準率はどのように決めているのか。 ・基準率は市で決めているのか。 ・入札結果表をみると、基準率が70%のものがああり、それだと失格者がなく、入札額の一番低いところが落札となっている。その違いは何か。 ・それは決まりがあるのか。 ・基準率は入札前に公表されているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の内容で決めています。除草業務、剪定業務、伐採業務、清掃業務については設定しなくてもいいとしています。 ・ルールがあります。 ・業者の他にシルバー人材センターに業務を委託している場所や、地域のコミュニティにお願いをしている場所もあります。 ・作業をする上で交通量が多いところなど危険を伴うようなところについては、建設業者に業務を発注しています。 ・指名競争入札では、現場から近い業者ということも考慮して業者選定をしています。 <p>(契約検査課・土木課)</p> <p>歩道部の段差を解消し、歩行者の通行の安全を確保するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の基準率に、くじで決まる変動率を加えて最低制限価格を算定しています。 ・今回はくじでの変動率が高かったため、失格者も多くなったのではないかと思います。 ・各工事の設計金額の内訳として直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費があり、それぞれに所定の率を掛けて算出しています。 ・市で決めています。 ・コンサル業務については基準率を一律70%としています。 ・要領があります。 ・基準率は公表していません。設計金額は公表しています。
--	---

<ul style="list-style-type: none">・設計金額をもとにして、業者サイドでは最低制限価格を計算することができるのか。・同じ道路改良工事でも、基準率が90%だったり92%だったりするのは、直接工事費などの項目に決められた率を掛けていき、それを積み重ねるので工事毎に違いがでるということか。	<ul style="list-style-type: none">・ある程度はできると思います。・そのとおりです。
---	---

(3) その他

・次回の日程等

(事務局) 次回定例会ですが、2月6日(木)午後2時から各委員の日程確保をお願いいたします。

3 閉会

(事務局) 以上をもちまして令和6年度第2回の委員会を終了します。